



政策目標3 安心、共生のくらしづくり

政策

5

健やかで思いやりのある 地域社会の形成

政策分野

- 17 健康・医療
- 18 地域福祉
- 19 高齢者福祉
- 20 障がい者福祉
- 21 ユニバーサルデザイン



政策分野17

健康・医療



目指す姿

健康づくりに取り組み、病気を予防して、健康でいきいきと暮らせるまち

着眼点

- 要介護状態や高額医療の要因となる脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等の生活習慣病は、高血圧症やメタボリックシンドロームなどの基礎疾患を有している人に多く見受けられ、本市の健康課題となっています。
- 塩分の過剰摂取や就寝前2時間以内の飲食習慣など、食生活における課題が明らかになっています。
- 40～60歳代の年齢層のがん検診受診率がほぼ横ばい状態であり、がんの早期の発見と治療を促すために、がん検診の受診率向上に向けた対策が必要です。
- 核家族や共働きの増加により、休日や夜間などの時間外受診のニーズが高まっており、初期救急を含む地域医療体制の更なる改善・充実が必要です。
- 小児科専門医をはじめとする医療従事者の不足が顕在化しつつあり、地域における医療・救急医療提供体制の維持・確保に向けて早急に対応していく必要があります。
- 高齢化の進展や医療の高度化等により一人当たりの医療費が増加しています。誰もが安心して医療を受けることができる体制を確保するため、公的医療保険制度の安定的な運営が求められています。

施策1 生活習慣病の予防

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、ICTなども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。

主な取組

- ① 健康診査や保健指導の充実
- ② 母子保健事業の充実
- ③ 市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援充実
- ④ こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発
- ⑤ 食育の推進

施策2 感染症対策の推進

感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。

主な取組

- ① 予防接種の推進
- ② 環境衛生対策の推進

施策3 地域における医療体制の確保

県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。

主な取組

- ① 夜間や休日などにおける救急医療体制の確保
- ② 地域医療体制の確保

施策4 医療保険制度の安定的な運営

医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。

主な取組

- ① 適切な医療給付の実施
- ② 国民健康保険税の適正な賦課と徴収
- ③ 保健事業の推進

重要業績評価指標 (KPI)

項目	現状値	目標値
特定健康診査受診率	45.2% (平成27年度)	60.0% (平成38年度)

※40～74歳の国民健康保険加入者のうち、生活習慣病予防のための健康診査を受けた人の割合。

特定保健指導実施率	70.6% (平成27年度)	75.0% (平成38年度)
-----------	----------------	----------------

※特定健康診査の結果、保健指導の対象となった人のうち、指導を受け、評価を終了した人の割合。

これまでの取組

生活習慣病の発症予防と重症化予防事業の推進

- 「生活習慣病の発症予防と重症化予防」に重点を置き、各種健康診査の内容の充実や受診率の向上に努めました。また、健診結果をもとに保健指導対象者の明確化を行い、対象者に応じた効果的な保健指導の実施に努めてきました。
- 「より良い生活習慣の獲得」を図るための食育の推進やウォーキング等の運動習慣の普及、さらに、「こころの健康の維持・向上」を図るための普及啓発に取り組んできました。

母子保健事業の推進

- 母子に関する関係機関と情報の共有化と連携強化を図りながら、妊娠期・乳幼児期からの丈夫なからだづくりと将来の生活習慣病の予防を見据えた母子保健事業の推進を図ってきました。

感染症まん延の防止

- ワクチンの進歩や法制度の見直しへの迅速かつ適切な対応や接種率向上に向けての普及啓発などの取組により、感染症のまん延防止に努めました。

救急医療の充実

- 医療機関、会津若松医師会等との連携のもと、夜間急病センターの運営や救急医療病院輪番制の実施により、安心して医療を受けることができるよう、夜間・休日等、救急時を含めた医療体制の充実を図ってきました。

国民健康保険事業

- 安定的な医療給付制度を目標に、国民健康保険事業運営の健全化のため保険税の適正賦課や収納率の向上、保健事業の推進に取り組んできました。
- 保健事業については、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、健診受診料無料化、実施期間の拡大等、受診率向上に努めてきました。
- 特定保健指導については、業務の可視化により業務改善を行った結果、平成23年度に17.6%だった実施率を、平成27年度には70.6%へと大きく向上させることができました。

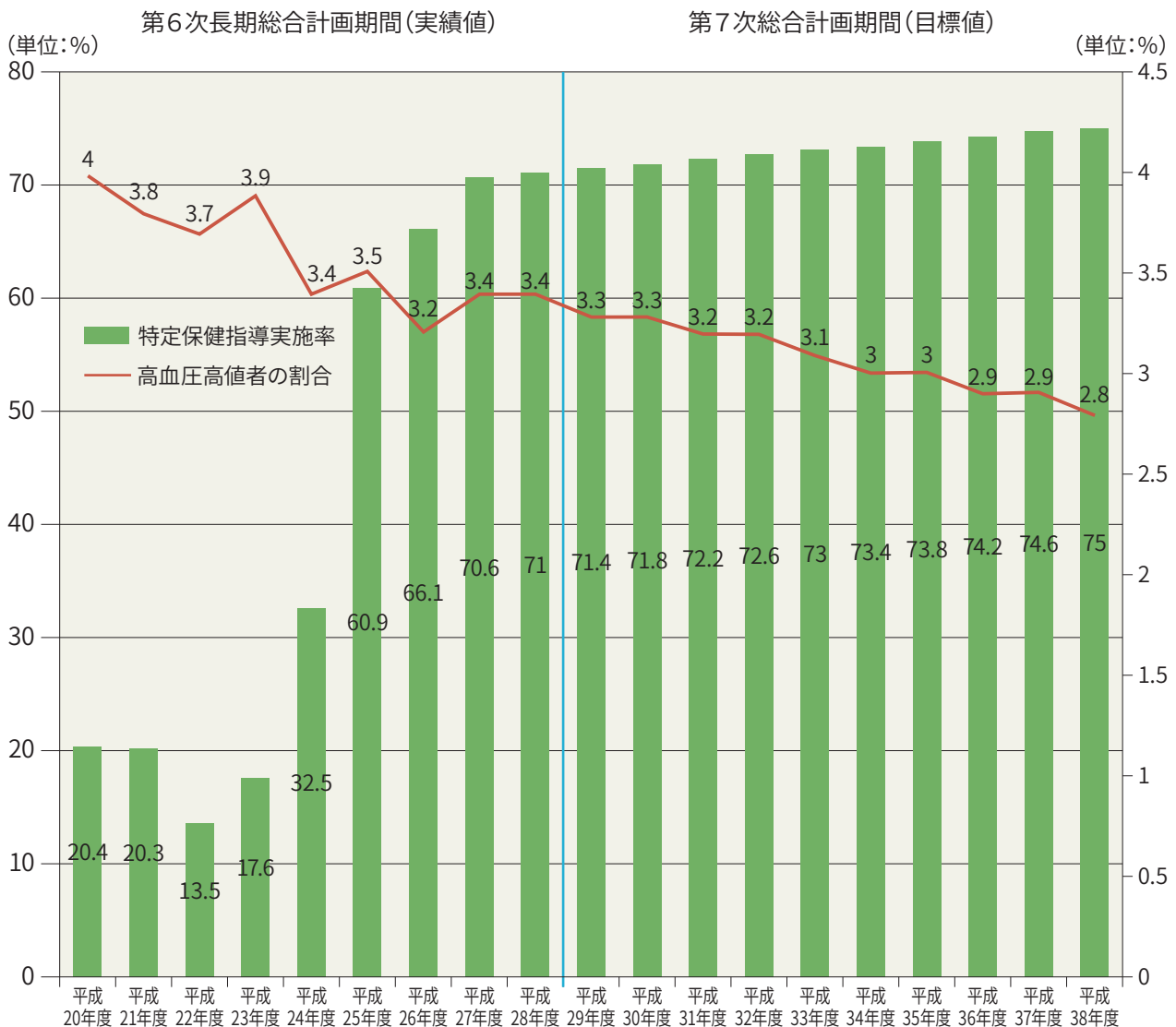
みなさんの声に応えます

- 健康づくりの取組で、提案の多かった「健康ポイント制」については、ボランティアなどの社会参画も対象とし、県事業（「健民カード」の取組）を活用して、平成28年度より実施しています。
- 健康寿命の延伸については、正しい食生活、適度な運動、禁煙など、より良い生活習慣の確立に向け、引き続き取り組んでいきます。
- 要望の多かった食育の充実や育児相談の充実、心の健康への対策についても、引き続き取り組んでいきます。
- 国民健康保険事業における健康便りの発信や禁煙・減塩の徹底など、病気にならない取組みによる医療費適正化という提案については、現在、取り組んでいる生活習慣病の発症や重症化予防を進めていきます。

市役所内の連携の事例

- 地産地消や学校給食、飲食店振興の観点から、農政部局や観光商工部局、教育部局との連携を基軸としながら、食育を推進しています。
- 県事業である「健民カード」の取組については、目的の一つである奉仕活動など社会貢献の推進を図ることに加えて、サービス協力店舗の開拓などが必要となることから、全庁的な連携による取り組みを進めています。
- 特定健康診査業務においては、受診率向上のため、観光商工部局と連携し、温泉宿の協力のもと、健診受診者へ東山・芦ノ牧温泉の日帰り入浴割引券の配付を行っています。また、農政部局と連携を図り、集団健診会場での地元野菜の販売等を実施しています。

特定保健指導実施率と高血圧高値者の割合の推移



政策分野18

地域福祉



目指す姿

高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなどの誰もが、住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまち

着眼点

- 核家族化や地域のつながりの希薄化が進行する中で、地域での自立した生活を望む高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちが、安心して暮らし続けるための支え合いの仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。
- 地域福祉の充実に向けて、市民、団体、行政等が同じ認識のもとで相互に連携し、地域の特性を活かしながら、様々な課題の解決に向けて一緒に取り組める仕組みづくりが必要です。
- 低所得者等の生活の安定を図るためのセーフティネットの構築を進めることに加えて、自立促進のための支援の充実が求められています。

施策1 地域包括ケアシステムの構築

要支援者である高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちなどが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえながら、地域において見守り、支え合うことのできる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。

主な取組

- ①すべての市民を対象とした地域包括支援体制の整備
- ②地域での見守り・支援体制の充実
- ③地域福祉に関する理解の促進
- ④地域福祉活動の担い手の育成
- ⑤地域福祉の活動団体などへの支援

施策2 生活を支える福祉の充実

様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。

主な取組

- ①生活に困窮する人の自立支援
- ②生活保護の適正な実施

重要業績評価指標(KPI)

項目	現状値	目標値
ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数	69団体(平成27年度)	100団体(平成38年度)
生活困窮の相談者のうち支援を行った人の割合	50%(平成27年度)	65%(平成38年度)

※生活困窮に係る相談者のうち、専門機関などへつないだり、就労支援など各種支援制度を利用した人の割合。

これまでの取組

計画的な地域福祉の推進

- 会津若松市地域福祉計画策定会議、地域懇談会、団体懇談会、地域福祉団体との車座トーク等を通して、地域における生活課題・福祉課題の把握とその共有に努めながら、会津若松市地域福祉計画を策定しました。また、孤立死防止等ネットワークにより、事業所も含めた地域での見守り体制の整備を図りました。

生活困窮者の自立支援

- 平成27年4月からの生活困窮者自立支援制度施行を見据え、平成26年度にモデル事業を実施し、円滑な制度導入に努めました。また、本制度施行後は、生活に困窮する人が生活保護に至ることなく自立した生活を送れるよう、できる限り早い段階で包括的かつ継続的な支援を行うための体制の整備や支援の充実、制度の周知及び関係機関との連携強化などを図りました。

政策分野19

高齢者福祉



目指す姿

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまち

着眼点

- 2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳に到達し、介護支援サービスの必要量が一層増加することが見込まれます。
- 高齢者が元気で、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターを核とした地域のネットワークづくりを一層充実していく必要があります。
- 買い物等の外出支援や災害時の避難支援、さらには適切な居住環境の確保等、多様なニーズに対応した包括的な支援に取り組む必要があります。また、高齢者の状況把握や介護情報の共有・提供等の効率性・迅速性を高めることが求められています。
- 認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症の理解促進を図るとともに、認知症の早期発見・早期対応につながる取組や、介護者への支援体制づくりに取り組む必要があります。

施策1 高齢者支援体制の充実

高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による状況把握や情報共有等を図ります。

特に、介護従事者の確保が課題となっていることから、関係機関と協力して、対応を図ります。

主な取組

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域ケア会議の開催等による地域支援ネットワークの構築
- ③ 地域住民をはじめとした多様な実施主体による多様なサービスの提供

施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

特別養護老人ホーム等の介護保険施設サービスや、地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。

主な取組

- ① 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築
- ② 円滑で安定した介護保険事業の運営

施策3 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組みます。

主な取組

- ① 地域が主体となった介護予防への取組の充実
- ② 要介護状態への移行を防ぐ予防サービスの充実

施策4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援

高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。

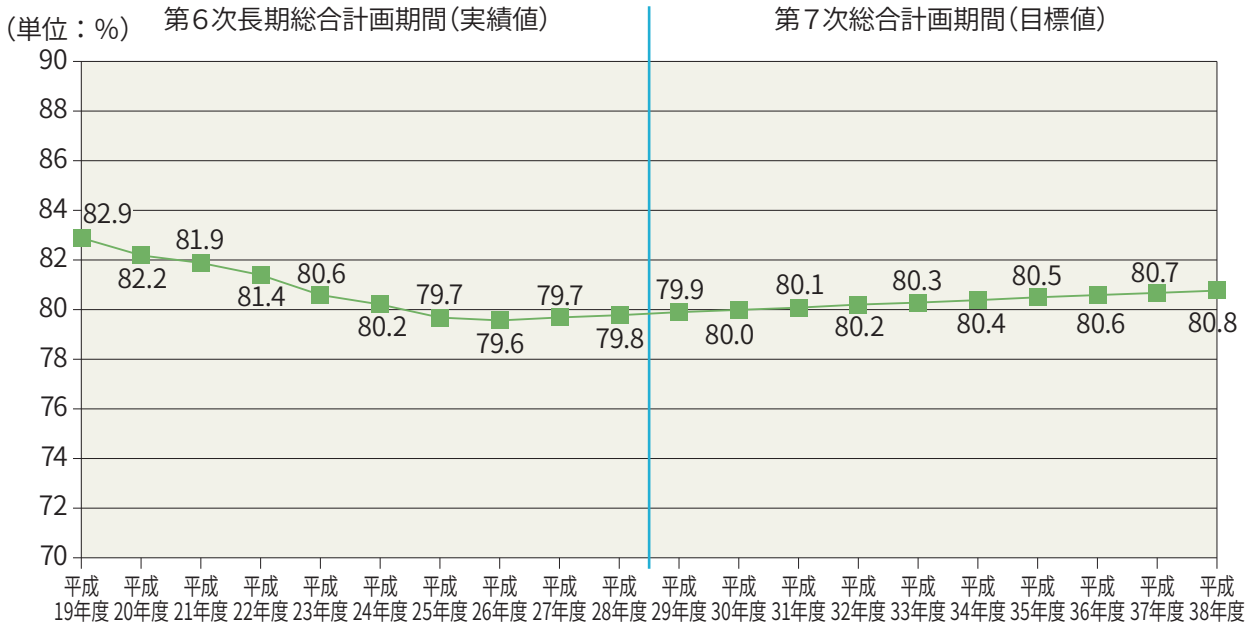
主な取組

- ① 認知症高齢者及びその家族への支援体制の構築
- ② 高齢者の権利擁護、安全確保の推進
- ③ 高齢者の生活全般の支援充実

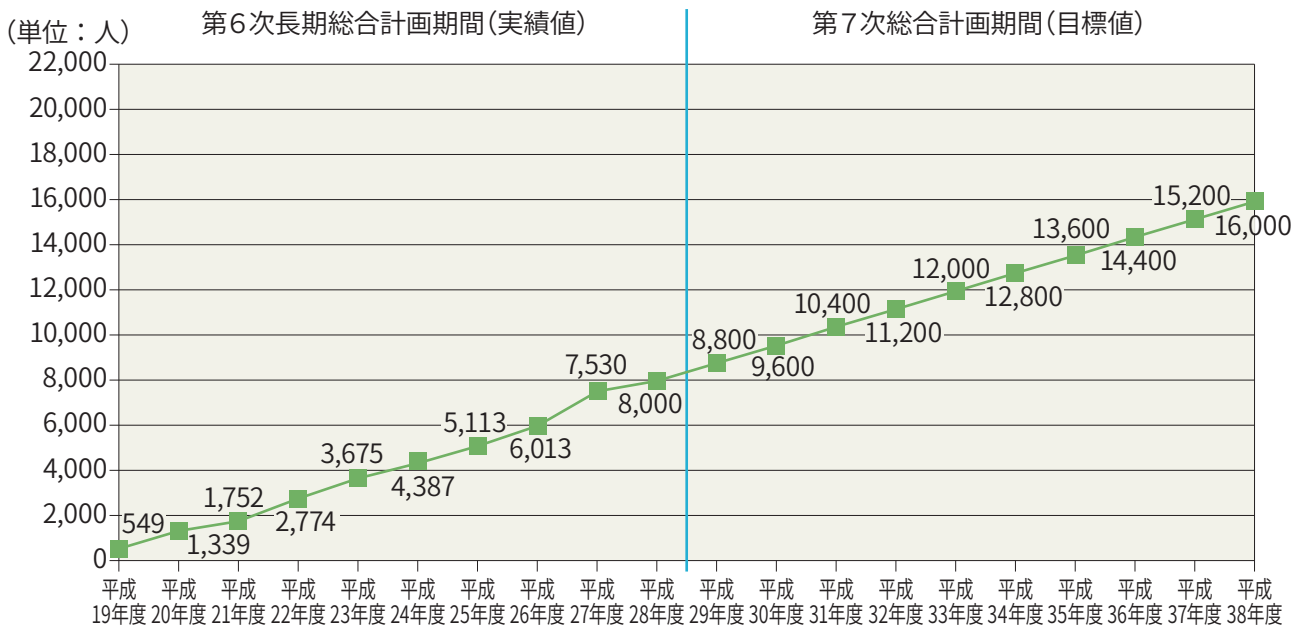
重要業績評価指標 (KPI)

項目	現状値	目標値
介護や支援を必要としない高齢者の割合	79.7% (平成27年度)	80.8% (平成38年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	7,530人 (平成27年度)	16,000人 (平成38年度)

■「介護や支援を必要としない高齢者の割合」の推移と目標



■「認知症サポーター養成講座受講者数」の推移と目標



これまでの取組

地域における高齢者支援の推進

- 地域包括支援センターを核とし、関係機関が連携して、高齢の方本人やその家族を地域で支え合うネットワークの構築が進み、総合相談体制の充実や情報の共有化が推進されました。

介護サービスの適切な提供

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を通し、介護サービスの質と量の確保、健全な介護保険制度の運営、介護予防や相談体制の充実を重点的に進めてきた結果、要介護者が必要な支援サービスを受けられる環境整備が図られました。
なお、介護サービスの増加は介護保険料の上昇につながることから、介護サービスと利用者負担、介護保険料水準のバランスを図りつつ介護保険事業の運営を行うとともに、低所得者への負担軽減に配慮することが必要です。

介護予防の推進

- 要支援・要介護状態になる前の介護予防の取組については、健康づくり事業・予防事業を継続し、介護予防の普及・啓発に向けた取組を推進してきましたが、取組が十分には進まず、要介護認定者が増加し、介護給付費の増加や介護保険料の引き上げにつながっています。
- 今後、2025年問題への対応として地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。介護予防・日常生活支援総合事業を柱として介護予防事業や包括的支援事業を展開し、要介護者の抑制を図っていく必要があります。

認知症高齢者への支援体制の構築

- 認知症サポーター養成講座の実施や認知症地域支援推進員の配置、認知症医療介護連携推進連絡会議の開催等とともに、関係機関との連携強化等により、支援体制の充実を図りました。

高齢者の権利擁護、安全確保の推進

- 成年後見制度の普及・啓発や虐待防止対策などにより、権利を守る取組を推進しました。

高齢者の生活支援の推進

- 在宅で生活する要支援高齢者や家族介護者、一人暮らし高齢者等に対する生活支援を推進しました。

みなさんの声に応えます

- 地域包括支援センターを核としたネットワークの強化や、介護予防事業の推進、生活支援サービスの充実、関係機関の連携により、地域包括ケアシステム構築に取り組んでいます。
- 地域の介護サービスの拠点となる介護保険施設の新設や、療養病床転換の整備支援等による環境整備と、認定調査内容の確認・指導、ケアプランの点検、介護事業所の研修・指導等による介護サービス等の質の向上や適正化に取り組んでいます。
- 低所得の方に対する利用者負担額の助成、介護保険料の軽減等を行っています。
- 健康づくり事業・予防事業を継続し、また、介護予防の普及・啓発に向けた取組を実施しています。
- 生活支援、家族介護者への支援及び認知症高齢者の権利擁護等に取り組んでいます。

市役所内の連携の事例

- 高齢の方が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を継続することができるよう、災害時要支援者支援、交通や買い物が不自由な方への支援等について、関係部局との協議、連携を図っています。

政策分野20

障がい者福祉



目指す姿

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち

着眼点

- 「障害者差別解消法」を始めとする各種法令や制度などにより、障がいのある人を取り巻く社会環境が整いつつあります。市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、互いに理解し合えるようなさらなる環境づくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人一人ひとりのニーズや願い、思い、さらには、障がい特性に応じ、よりきめ細かく応えることのできる相談体制づくりの充実が求められています。また、障がいのある人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、各種障がい福祉サービスや助成事業を適切かつ着実に提供していく必要があります。

施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進

障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。

主な取組

- ① 障がいに関する理解推進
- ② 障がいのある人の権利擁護の推進

施策2 障がいのある人への支援の充実

障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹相談支援センターや地域相談支援センターなどの相談支援体制の充実、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。

また、各種障がい福祉サービスや助成事業の周知の推進、手続きの簡素化を進めます。

主な取組

- ① 相談支援体制の充実・連携強化
- ② 各種障がい福祉サービスや助成事業の充実

重要業績評価指標(KPI)

項目	現状値	目標値
障がいのある人が差別等を感じた割合	33%(平成27年度)	5%(平成38年度)

これまでの取組

障がいのある人の人権が守られる取組の推進

- 障がい福祉サービス等の確実な実施と、地域自立支援協議会を核とした障がい者計画の進行管理により、PDCAサイクルに基づく各種施策の推進を図ってきました。

障がいのある人への支援の充実

- 平成22年度に障がい者支援センターカムカムを設立し、また平成25年度には基幹相談支援センター及び地域障がい者相談窓口を設け、障がいのある人の相談体制の強化に努めてきました。
- 平成24年10月に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止・早期発見・支援を推進してきました。
- 平成25年4月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度障がい者就労施設等からの物品などの調達方針を定め推進を図ってきました。

みなさんの声に応えます

- 障がいのある人も障がいのない人も、同様の生活や権利が保障される社会を目指すノーマライゼーションの考え方のもと、これまで各種施策を展開してきました。
- 医療、経済、教育、福祉等の関係者で構成する地域自立支援協議会を設立し、地域全体で支える仕組みづくりを行っています。また、講演会などにより、障がいへの理解の普及・啓発を促進しており、今後も継続していきます。

市役所内の連携の事例

- 「障害者差別解消法」については、職員の対応要領を総務部局と健康福祉部との連携のもと平成28年4月に制定しており、今後とも職員への浸透や市民の皆様への適切な対応に向け、全庁的な対応を図っていきます。
- 障がいのある人が地域生活において差別的取扱いを受けないよう、例えば商店街での買い物や市内観光、障がいのある人の学校受入れなど観光商工部局や教育部局との連携を図っています。
- 地域自立支援協議会の中に6つの部会を設置し、健康福祉部のみならず、市民部局、観光商工部局、農政部局、教育部局が構成員となり、部局間連携を進めながら、地域全体で支える仕組みづくりを推進しています。

政策分野21

ユニバーサルデザイン



目指す姿

年齢、性別、身体的能力、言語の違いなどにかかわらず、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルなまち

着眼点

- 一人ひとりの人格や個性が尊重され、それぞれが自立しつつ互いに支え合い、誰にとってもいきいきと心豊かで快適に暮らすことができる共生社会を実現するために、人々の意識や様々な分野において、人にやさしい社会を目指すユニバーサルデザインの理念を普及していく必要があります。

施策1 ユニバーサルデザインの推進

「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、情報の提供や研修会の開催などにより、広くユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。また、様々な分野においてユニバーサルデザインの導入を図ることにより、すべての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを推進します。

主な取組

- ①ユニバーサルデザインの理念の普及啓発
- ②安全、安心、快適なまちづくりの推進

重要業績評価指標(KPI)

項目	現状値	目標値
ユニバーサルデザインの認知度	33.7%(平成27年度)	54.5%(平成36年度)

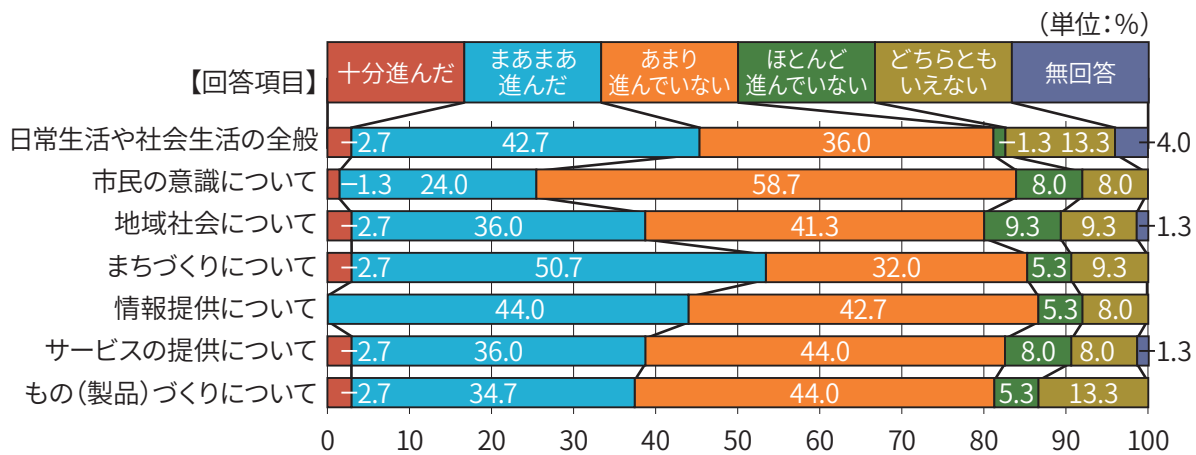
※県政世論調査(会津地方振興局管内)における、ユニバーサルデザインの言葉を知っており、考え方や意味も知っている人の割合。

これまでの取組

ユニバーサルデザインの推進

- 市民を対象としたユニバーサルデザイン講演会の開催や出前講座の実施、イベント等への出展、新採用職員研修等を通じて、また様々な機会に市民啓発用パンフレットを配布しながら、市民や事業者の方々、職員等に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を行ってきました。
- 市役所内においても、ユニバーサルデザインの考え方を各施策、計画に反映させるとともに、各事務事業において取組を推進してきました。

市民のユニバーサルデザイン推進への認識



※平成28年度実施 市政モニターアンケート調査より(対象者111名うち75名回答:回答率67.6%)

【質問内容】5年ほど前と比べ、どの程度ユニバーサルデザインが進んだと思うか。

みなさんの声に応えます

- ユニバーサルデザインの「考え方や意味も知っている人」の割合はまだ低い状況にあります。ユニバーサルデザインを進めていくためには、その「考え方」の理解が重要です。また、行政において様々な取組が行われていますが、「市がどのような取組を行っているのかが分からない」といった意見があります。このことから、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に加え、市の取組についての情報発信や、市民意見を集約し、情報共有の仕組みづくりを行っていくことで、安全・安心、信頼感の醸成に努めていきます。

市役所内の連携の事例

- ユニバーサルデザインを推進するにあたり、庁内の横断的な組織「ユニバーサルデザイン推進チーム」により課題等の研究・検討を行いながら、連携して取り組んでいます。